

平成 2 7 年第 9 回教育委員会 臨時会議事録

平成 2 7 年 4 月 3 0 日

東久留米市教育委員会

平成27年第9回教育委員会臨時会

平成27年4月30日午前11時06分開会
市役所7階 701会議室

- 議題 (1) 議案第42号 下里ゲートボール場(市立市民体育施設)の使用の休止について
(2) 議案第43号 東久留米市立市民体育施設条例の一部を改正する条例の制定依頼について
(3) 議案第44号 平成27年度東久留米市一般会計(教育費)6月補正予算(案)について
(4) 諸報告1
①東久留米市就学援助費事務処理要綱及び東久留米市特別支援教育就学奨励費事務処理要綱の制定について
②市内教育施設における空間放射線量の測定について
③その他
○文部科学大臣表彰の受賞について ほか
(5) 諸報告2
④東久留米市上の原地区土地利用構想整備計画(素案)について
※「④東久留米市上の原地区土地利用構想整備計画(素案)について」は会議開催の時点で公表されていなかったため、非公開で報告されました。しかし、平成27年5月11日には同計画が公開されたため、この案件についてのやり取りは公開の議事録に掲載しています。

出席者(5人)

教 育 長	直 原 裕
委 員 (教育長職務代理者)	尾 関 謙一郎
委 員	矢 部 晶 代
委 員	松 本 誠 一
委 員	名 取 はにわ

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教育部長	師 岡 範 昭	生涯学習課長	市 澤 信 明
指導室長	加 納 一 好	図書館長	岡 野 知 子
教育総務課長	遠 藤 毅 彦	主幹・統括指導主事	富 永 大 優
学務課長	傳 智 則	企画経営室参事	土 屋 健 治

事務局職員出席者

庶 務 係 長 鳥 越 富 貴

傍聴者 19人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前11時06分)

○直原教育長 平成27年第9回教育委員会臨時会を開会します。本日は全員出席です。

◎会議録署名委員の指名

- 直原教育長 本日の会議録の署名は名取委員にお願いします。
○名取委員 はい。
-

◎議案の追加と会議の進め方

- 直原教育長 議案の追加と会議の進め方について、教育総務課長から説明をお願いします。
○遠藤教育総務課長 最初に議案の追加について説明します。「議案第42号 下里ゲートボール場(市立市民体育施設)の使用の休止について」「議案第44号 平成27年度東久留米市一般会計(教育費)6月補正予算(案)について」「議案第45号 東久留米市教育委員会委員の人事について」の3本を追加したいと考えています。続いて、進め方ですが、議案第42号及び議案第43号は関連するため一括で審議を行い、採決は個々で行いたいと考えています。続いて、議案第44号の審議を行います。続いて、諸報告「①東久留米市就学援助費事務処理要綱及び東久留米市特別支援教育就学奨励費事務処理要綱の制定」と「②市内教育施設における空間放射線量の測定について」の報告を行います。なお、諸報告「④東久留米市上の原地区土地利用構想整備計画(素案)について」については、まだ公表されていない内容であるため、本日は非公開とさせていただき、議案第45号の人事案件の審議も非公開で行いたいと考えています。なお、上の原地区土地利用構想整備計画素案の説明については、市長部局の企画経営室参事に出席を依頼しています。
○直原教育長 お諮りします。ただいま、議案第42号及び第43号は関連するため一括で審議を行った後に、採決は個々に行う。続いて、議案第44号の審議を行い、諸報告①と②を行う。諸報告④については公表前であること、また議案第45号は人事案件であることから非公開で行うとの説明がありましたが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○直原教育長 異議なしと認め、新しい日程により会議を進めます。

◎傍聴について

- 直原教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴者はいらっしゃいますか。
○鳥越係長 いらっしゃいます。
○直原教育長 それでは、お入りいただきます。暫時休憩します。

(休憩 午前11時10分)

(傍聴者 入室)

(再開 午前11時11分)

◎会議録の承認について

- 直原教育長 休憩を閉じて再開します。会議録の承認についてです。平成27年3月25日に開催した第6回臨時会、3月27日に開催した第7回臨時会、及び4月1日に開催した第4回定例会の会議録についてご確認をいただきました。特に委員からは修正のご意見のご連絡はありませんでしたが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○直原教育長 異議なしと認め、いずれの会議録も承認されました。

◎議案第42号及び議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 直原教育長 議案の審議に入ります。議案第42号と第43号は関連するため一括で審議を行い、採決は個々で行います。「議案第42号 下里ゲートボール場（市立市民体育施設）の使用の休止について」「議案第43号 東久留米市立市民体育施設条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 師岡教育部長 「議案第42号 下里ゲートボール場（市立市民体育施設）の使用の休止について」、上記議案を提出する。平成27年4月30日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由は、賃貸借契約の解除のため使用を休止する必要があるためです。
続いて、「議案第43号 東久留米市立市民体育施設条例の一部を改正する条例の制定依頼について」、上記議案を提出する。平成27年4月30日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由は、賃貸借契約の解除のため規定を改正する必要があるためです。いずれも、担当から詳しい説明をします。
- 市澤生涯学習課長 議案第42号から説明します。下里ゲートボール場（市立市民体育施設）の使用の休止についてですが、地権者から賃貸借契約の解除をして、土地の返還をするよう申し出があったため、市立市民体育施設条例施行規則第9条第1項2号に基づき、下記のとおり休止するものです。なお、市立体育施設条例の一部を改正する条例を本年6月の市議会定例会に諮り、平成27年6月30日までで廃止とする予定です。施設名については下里ゲートボール場、休止期間については平成27年5月1日から6月30日まで、休止理由については賃貸借の解除に伴い、使用できなくなるためです。
続いて「議案第43号 東久留米市立体育施設条例の一部を改正する条例の制定依頼について」ですが、先に述べましたとおり、賃貸借契約の解除の申請があり、議会に諮る必要があるためです。
- 直原教育長 議案第42号と第43号については併せて質疑に入ります。ご質問がありましたらお出してください。
- 矢部委員 以前、この話を伺った時にも説明していただきましたが、これまでご使用になられていた方々や市民への周知について、再確認させてください。
- 市澤生涯学習課長 現在お使いの1団体には既にお知らせし、滝山ゲートボール場に移動していただいています。下里ゲートボール場には貼り紙等をして周知を図っていきます。
- 松本委員 個人所有の土地なので仕方がないとは思いますが、こういう体育施設はどうしても減る傾向にあります。予算が伴えば買うことができますがそれも難しいと思います。いろいろなところに情報の網を張っておいて、借りられるところがあれば探しておいていただきたいと思います。
- 名取委員 休止期間は5月1日から6月30日までとなっていますが、この間はどのような予定になっていますか。
- 市澤生涯学習課長 その期間に特段の予定はありませんが、フェンス等を撤去する準備期間としています。
- 直原教育長 これで質疑を終わります。討論に入ります。委員の間で意見交換をしておくことはありますか。

（「なし」の声あり）

討論省略と認め、採決に入ります。採決は個々に行います。「議案第42号 下里ゲートボール場（市立市民体育施設）の使用の休止について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手であり、よって、議案第42号は承認することに決しました。

続いて、「議案第43号 東久留米市立市民体育施設条例の一部を改正する条例の制定依

頼について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手であり、よって、議案第43号は承認することに決しました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○直原教育長 「議案第44号 平成27年度東久留米市一般会計（教育費）6月補正予算（案）について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○師岡教育部長 「議案第44号 平成27年度東久留米市一般会計（教育費）6月補正予算（案）について」、上記議案を提出する。平成27年4月30日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためです。詳しくは担当から説明します。

○直原教育長 指導室長からお願いします。

○加納指導室長 指導室関連の補正の部分について、主なものを説明します。1ページをご覧ください。歳入から説明します。日本の伝統・文化理解教育推進校事業委託金、言語能力向上拠点校事業委託金、オリンピック・パラリンピック教育推進校事業委託金は、いずれも東京都からの研究委託事業を行うために増額されたもので、10分の10の歳入があります。各事業については1校当たり50万円の委託金となっています。補正の理由としては、それぞれ当初予想していた見込み数から増減したためです。日本の伝統・文化理解教育推進校事業については、当初、指定校を考えていませんでしたが、小学校1校が申請したところ、指定を受けることができたため50万円の増額をします。言語能力向上拠点校事業委託金については、中学校1校と小学校2校を見込んでいましたが、規模が縮小され、小学校1校の指定となったために、2校分の100万円を減額します。オリンピック・パラリンピック教育推進校事業委託金については小学校3校と中学校2校の5校を見込んでいましたが、小学校8校と中学校5校の指定を受けたため、8校分・400万円の増額となります。

続いて、歳出についてです。子供土曜塾講師謝金の減額ですが、こちらは昨年度、国の、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の決定に伴い、26年度3月補正で予算を拡大しました。今年度はその事業費が繰り越されたため27年度当初予算での計上額が不要となり、減額するものです。子供土曜塾を開催しないということではなく、予算の出所が変わったということです。

○直原教育長 次に、生涯学習課長からお願いします。

○市澤生涯学習課長 3ページをご覧ください。社会教育施設借上げ事業費の減額及び社会体育施設整備事業費の増額についてです。先ほど議案第42号と第43号でご審議いただいた下里ゲートボール場関連です。社会体育施設の借上げ料については、体育施設用地として9施設に関して賃貸借契約に基づき土地の借上げを行っていました。平成27年度当初予算に土地借上げ料を計上していましたが、民有地については当該年度の4月1日決定となる課税標準額を用いて算出される賦課額に、地積に応じた使用料を加算して額を算出することになっています。所有地（南町運動広場）については、東京都行政財産使用許可に基づく東京都の指定する使用料を支出することになっていたため、ここで確定したものです。

また、下里ゲートボール場は地権者からの返還の申し出があったため、契約期間を当初予定の1年間から3カ月間に短縮したため、支出すべき使用料が減額したことにより169万5,000円の減額をします。社会体育施設整備事業費の増額については下里ゲートボール場撤去工事を行うため、130万円の増額をします。

○直原教育長 何か伺うことはありますか。

○名取委員 先ほど東京都の委託事業でだいぶ増減があったという説明がありましたが、都の委託事業というのはそもそも申請するのですか。それとも東京都側から指名されるのですか。

- 加納指導室長 申請は希望する学校が市の教育委員会を通して東京都に行います。それにより、東京都の教育委員会が指定するか指定しないかの判断を行います。
- 名取委員 申請した学校については把握し、本市の教育委員会としてはどのくらいの学校が委託されるかを見込んで予算を立てたということですね。うれしい誤算だったわけですね。
- 加納指導室長 はい。
- 直原教育長 これで質疑を終わります。討論に入ります。委員の間で意見交換をしておくことはありますか。

(「なし」の声あり)

討論を省略と認め、採決に入ります「議案第44号 平成27年度東久留米市一般会計(教育費)6月補正予算(案)について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手であり、よって、議案第44号は承認することに決しました。

◎諸報告

- 直原教育長 諸報告に入ります。「①東久留米市就学援助費事務処理要綱及び東久留米市特別支援教育就学奨励費事務処理要綱の制定について」から説明をお願いします。学務課長、お願いします。

- 傳学務課長 就学援助費は、経済的理由で就学が困難と認められた児童・生徒の保護者に対して、市が学校教育に必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を目的とするものです。就学奨励費は、特別支援学級等に在学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するというものです。支給するかどうかの認定に当たっては、国の生活保護の基準を参照して判定していますが、平成25年度を初年度として生活保護基準が切り下げられてきていることから、これに対する対応が求められてきたところ です。

資料の『「生活扶助基準の見直しに伴う他制度に生じる影響について」に係る情報提供について』をご覧ください。別添1の「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」は、平成25年2月9日の閣僚懇の中で合意が得られた文書です。このうち、「2. その他生活扶助基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度」として、就学援助等が①で示され、これについてはそれぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本的考え方とするということ合意が得られています。別添2では、これに伴って平成26年に国の対応をしたという資料が付けられた上で、厚生労働省及び文部科学省、東京都教育庁から市に対して、この通知の趣旨を踏まえ適切に判断するようという通知がされています。市としてはこれを受け、できる限りこの影響が出ないようにということで、本要綱の中で、生活扶助基準の参照する年度を切り下げる前の平成25年4月1日を参照して判定し、認定するかどうかとすることにし、国の切り下げの影響が出ないような形で制度設計しています。そのほか、学用品等定額支給に係る部分については消費税の増税に伴い単価を引き上げ、また昨年までの制度の中では要保護から準要保護への切り替え時は生活保護が日割り、就学援助が月割りという制度となっていたことから、生活保護から準要保護に切り替わったとき等に空白の日数が生じる可能性があったため、こちらについて文言整理をし、切れ目のない支援ができるように要綱を改めました。

- 直原教育長 何か伺うことはありますか。なければこの件は以上にとどめます。続いて、「②市内教育施設における空間放射線量の測定について」に入ります。教育総務課長からお願いします。
- 遠藤教育総務課長 先の東日本大震災での東京電力福島原発の事故により、本市では平成23年7月から、市内公共施設等の放射線量の測定を開始しました。現在は市内区域をメッ

シュ分割した21施設の定点観測を毎月行っています。また、市の基準に基づいて除染した施設についても毎月測定し、経過観察を行っています。管理の担当部署により継続して行っている測定結果ですが、国の目標である被曝線量が年間1マイクロシーベルト以下を満たしていることから、現在、測定を開始して4年が経過している中で、計測規模を縮小するとの連絡がありました。変更内容ですが、除染個所については毎月行っていた計測を年1回とするということです。なお、定点測定については引き続き月1回の計測を継続するとのことです。また、定点測定の個所ですが、市内のくぬぎ児童館が閉館されたことに伴い、同じメッシュ区域に存在する第九小学校を新たに定点測定個所にするとのことです。

○直原教育長 特になければこの件は以上にとどめます。続いて、図書館長からお願いします。

○岡野図書館長 前回報告していますが、「平成27年度子ども読書活動優秀実践図書館」として、文部科学大臣表彰を、東久留米市立中央図書館が受けました。先週の4月23日に表彰式があり、(賞状を掲げて)このような立派な賞状をいただきました。この表彰は学校、民間団体や個人も表彰されるものです。表彰式で文部科学省社会教育課長から授与されました。その折に、生涯学習課長から「図書館はぜひ今の地方創生の拠点になってほしい」という話がありました。図書館のあり方としては、教育や文化の拠点ということもありますが、まちづくりや地方創生の拠点になれば、課題解決の拠点になれるというようなことだと承っていました。本市の図書館としても、今年は特に子ども読書活動推進計画の2年目になりますので、引き続き、積極的に活動していきますし、また、学校図書館の整備も進んできましたので学校との連携を進めながら、東久留米の子どもたちの読書や学力向上に力を注いでいきたいと考えています。

続いて、図書館から2件ご案内があります。チラシをご覧ください。1枚目は図書館のあり方についてです。もっと新しい図書館を目指していく必要があり、今の地方創生の拠点として課題解決型の図書館を知るための講演会と市民参加型の事業を予定しています。5月31日の日曜日に行います。2枚目は東久留米駅が開業100周年を迎えいろいろなイベントが行われますが、図書館でも地域資料の展示をしていますので、そのご案内です。駅前商店街の前会長で、市の収入役も務められた竹内さんにおいでいただき、駅100年物語と題して、ライブラリートークを予定しています。「語ろう東久留米」にも竹内さんにご登壇いただきます。教育委員の皆様もお時間があればご参加いただきたいと思います。

○直原教育長 ほかに報告案件はありますか。なければ前半の諸報告を終わります。

これより非公開の会議に入りますので申し訳ありませんが、傍聴の方はご退席願います。
(傍聴者 退席)

◎諸報告2 ④東久留米市上の原地区土地利用構想整備計画素案について

※当日は「議案第45号 東久留米市教育委員会委員の人事について」のほか、「東久留米市上の原地区土地利用構想整備計画(素案)について」はこの時点で公表されていなかったため、非公開で報告されました。しかし、平成27年5月11日には同計画が公開されたため、この案件についてのやり取りは公開の議事録に掲載しています。

○直原教育長 諸報告「④東久留米市上の原地区土地利用構想整備計画(素案)について」に入ります。説明は企画経営室の土屋参事からお願いします。

(土屋参事 入室)

○土屋企画経営室参事 資料の「東久留米市上の原地区土地利用構想整備計画(素案)」をご覧ください。教育委員の皆様には、昨年、土地利用構想の取りまとめに当たって説明しておりますが、本素案については昨年7月に策定しました上の原地区土地利用構想を踏まえて、地区内の街区形成や道路交通計画、整備スケジュール等について土地利用構想整備計画素案として取りまとめたものです。上の原地区の土地利用構想については、これまで土地所有者

であるUR都市機構、関東財務局と協議、調整を進め、昨年7月に土地利用構想を策定し、11月には土地所有者と市において上の原地区まちづくり協定を締結し、本構想の実現に向け、相互に協力していくことを確認し、構想の具現化に向け、土地所有者及び関係機関と協議、調整を進めてきました。このほど、地区内の街区形成の整備方針となる上の原地区土地利用構想整備計画の素案を取りまとめましたので、本日、教育委員会に説明させていただくことになりました。

素案の表紙については、当該地区の整備イメージを載せています。整備イメージですので、施設などは実際のものとは異なります。

1ページには現在の上の原地区の状況について記載しています。地区西側の上の原通りから西側の区域についてはUR都市機構賃貸住宅1,016戸が、また、保育施設が既に完成しており、現在、高齢者福祉施設等の計画が進められ、約3,000m²を残し、土地利用が確定しています。地区東側の上の原通りから東側の区域については食品スーパーや郵便局、市連絡所、医療施設等の公益施設の再整備がなされているものの、UR所有地約7.4haの土地利用については現段階で確定していない状況です。また、国有地では航空管制施設及びこれに付随する宿舎については既に廃止されており、国家公務員合同宿舎についても、その一部が東日本大震災の避難者住宅として利用されていますが、将来的には約5.2haの未利用地が生まれることとなります。義務教育施設については、第四小学校が平成23年度末をもって閉校しており、施設の解体等も平成26年度末をもって完了しています。地区近傍の状況としては、東3・4・20号線の整備が平成28年度末を目途に進められている状況です。

2ページには、昨年策定しました土地利用構想における土地利用のコンセプトについて記載しています。コンセプトとしては「自然と調和した“複合多機能都市”をめざして」とし、緑豊かな景観の保全を図りつつ、生活サービス、健康増進、業務、教育、住宅など多様な機能を導入し、まちのにぎわいと活力を生み出し、生き生きと活動するまちとしています。

3ページは、このコンセプトをイメージとして表したものです。

4ページは地区内の街区の形成図です。「土地利用構想における土地利用のゾーニングと道路計画」に基づいて、土地所有者や関係機関との協議を踏まえ、地区内の街区をこのような形で形成することとしています。5ページから7ページにかけては、それぞれの街区ごとの土地利用の方針、8ページには公園の整備方針を示しています。

順に説明します。地区西側の集合住宅地区についてはURの賃貸住宅や西公園が整備完了しており、良好な住環境の維持・保全を図るとしています。福祉・交流地区については整備完了している保育園、南公園、また、現在整備中の高齢者福祉施設に加え、小規模な生活サービス施設の立地を誘導し、あらゆる世代が集い、交流する機能を持った土地利用を図るとしています。地区中央部の生活サービス地区Aについては、既に施設更新が行われた食品スーパーや郵便局、市連絡所、医療施設などの公益施設に加え、物販店舗などの生活サービス施設の立地を誘導し、地域住民の利便性の向上を図るとともに、にぎわいを創出する土地利用を図るとしています。地区中央部の生活サービス地区Aの南側の既存商店街に面する生活サービス地区Bについては、日用雑貨を初めとする住生活関連商品などを取り扱う店舗など、生活サービス施設の立地を誘導し、周辺地域を含めた地域住民の利便性の向上を図るとともに、地区のにぎわいを創出する土地利用を図るとしています。地区中央部北側の新座市の緑地に面する複合地区Aについては、周辺の住環境と調和した健康増進施設や商業・業務施設などの立地を誘導し、にぎわいや活力を生み出す土地利用を図るとしています。また、複合地区Bについては隣接する生活サービス地区や中央公園、東公園と調和した健康増進施設や商業施設等の立地を誘導し、にぎわいや活力を生み出す土地利用を図るとしています。教育委員会として特に関連する文教地区については、中学校と小学校が併設されていた当時のグ

ラウンドの改善の経緯や活用の経緯を踏まえ、地区内の具体的な道路配置計画の検討も行う中で、従前の中学校用地の拡充を図るとともに、青少年を含め、広く市民の健康増進に資するため、屋外運動施設の整備を図ることとしています。地区北東側に戸建て住宅が隣接する住宅地区Aについては、低中層の住宅を中心とした良好な環境の住宅地の形成を図っています。最後に、東中学校北側の住宅地区Bについては、現在、国家公務員合同宿舎の一部が東日本大震災避難者用住宅として活用されています。このことから、引き続き現在の土地利用を継続することとし、将来構想として、大学等の教育施設や介護訓練施設、研修施設やスポーツ関連施設などの立地の誘導を進めるとしています。次に、公園の整備方針についてですが、テニスコートや広場がある中央公園については、近隣住民の健康増進や憩いの場として既存機能の維持、更新を図っています。また、新座市の緑地に隣接する北公園については、地区内の憩いの場として既存機能の維持、更新を図っています。武蔵野の面影を残す東公園については、既存の樹木の保全を図りつつ、近隣住民の憩いの場として再整備を図っています。

次に、9ページの道路交通計画についてです。道路の整備方針の一つ目の「新たなアクセス道路整備」については、これまで説明してきました地区内の土地利用の方針に基づく開発整備に伴う交通量の増加に対応するとともに、東部地域の交通利便性、安全性の向上を図るため、現在事業中の都市計画道路東3・4・20号線と上の原地区を結ぶ、新たなアクセス道路の整備を進めるとし、新たなアクセス道路の計画線が神山堂阪公園の一部にかかることから、道路整備に伴い公園の再整備を進めるとしています。二つ目の地区内道路整備については、既存の市道や団地内通路の拡幅整備や地区内の不足していた南北道路を新たなアクセス道路と結ぶ形で、主要区画道路及び区画道路を配置し、交通の円滑化、地域住民の安全性、利便性の確保を図ることとしています。また、これらの道路については歩行者の安全性、利便性を確保するため、歩道を設置するとともに、公園や既存の歩行者動線に配慮した歩行者通路や緑道の整備をすることとしています。なお、東中学校東側及び南側の既存の市道の拡幅については、学校施設が現在立地していることから、これらの施設更新時に拡幅整備することとしています。

次に、10ページをご覧ください。今ほど説明しました道路の具体的な計画図になっています。道路計画図と推計交通量を載せています。各道路の幅員構成を凡例でお示ししていますが、いずれの道路も歩道付きの道路として整備していく計画としています。また、図中に記載している数値については上段が現在の1日当たりの交通量で、下段が開発整備後の最大の推計交通量です。なお、推計交通量については地区南側の都市計画道路開通後における推計値となっています。

最後に、11ページの整備スケジュールについてですが、行政計画としては本年度中に本整備計画を踏まえた都市計画案を策定し、都市計画の変更手続を進めていく予定です。地区内の道路や公園などの基盤整備については都市計画変更手続以降、平成29年度末にかけて順次進め、アクセス道路については平成28年度の中ごろから平成30年度にかけて整備を進めていきたいと考えています。また、地区内に建設される各施設については、基盤整備の進行状況に合わせ、順次建設されていくものと考えています。先ほど申しあげました文教地区内の整備についても、この計画内に実施していくことになります。なお、参考に、文教地区の土地利用計画図を資料として添付しています。スケジュールの詳細については現段階で明確なことは申しあげられませんが、今後とも各土地所有者や教育委員会と連携を図りながら進めていきたいと考えています。以上です。

○直原教育長 何か伺うことはありますか。

○尾関委員 東中学校の敷地に新たに道路ができる計画ですが、その理由を伺います。

○土屋企画経営室参事 道路の位置についてですが、東中学校を横切るというよりも、旧第四

小学校の跡地を通るという形になります。区画道路の位置が今回お示した形になった主な理由については、10ページの道路計画をご覧ください。新たなアクセス道路の位置が現況の状況を踏まえ、このような位置に決まってくる中、交通管理者である警視庁と事前協議をしてまいりました。その中で、交通の円滑化を図り、また、地区内の道路との以前の計画では少しずれている部分もありましたので、クランクになっている部分の解消を図るとともに、主要な交差点に信号機を設けるためには、交差点間隔を概ね150m以上とる必要があるという警視庁からの見解もいただいています。さらに、旧第四小学校の第二校庭が学校開放という形で利用されている実態を踏まえ、今回お示したような形になりました。

○尾関委員 一瞬図面を見た時はこれまでより広がったのか狭くなったのかよく分からないのですが、アクセス道路の関係で道路の位置が動いたという解釈で良いですか。

○土屋企画経営室参事 そうです。警視庁との協議で、アクセス道路からスムーズに自動車交通を流す必要があるということが1点、地区内の道路区画の設定に当たっては概ね150m以上を信号機の設置間隔の標準距離として確保する必要があるという警視庁からの指摘もいただいている中、全体の地区内の地区割りについても見直しをしていく必要があるということから、今回お示したような形でお示したということです。教育委員会の関係ですと、旧第四小学校の第二校庭が学校開放されている状況も踏まえ、今回のような提案になっています。

○直原教育長 広さはどうなっていますか。

○土屋企画経営室参事 東中学校の広さの部分ですが、参考に配付しました文教地区土地利用の計画図をご覧ください。この一覧表に示してあるとおり、従前の東中学校用地よりも約5,000m²ぐらい広くなると見込んでいます。

○松本委員 今回の整備計画では旧第四小学校の跡地を市民向けの屋外運動施設として設置するということですね。資料では9,700m²ですが、この面積で公式なサッカー場として足りるのですか。

○土屋企画経営室参事 図の中で参考に表記していますが、サッカー場のグラウンドとして64m×100mを確保できるように考えています。これは公式戦で使用できる広さになります。

○矢部委員 新設される区画道路の安全対策についてはいろいろご配慮されていると思います。合わせて中学校周辺の道路の交通量が10ページに載っているのですが、この推計はどれぐらい精度が高いものなのですか。東中学校の体育館との間の細い道がありますが、ここの道がわれわれとしては一番心配する所になりますので、精度をお聞きしたいと思います。

その下の東西に斜めに走っているオレンジ色の所は、先ほどの説明ですと既存の学校施設が立地しているため施設更新時となっていますが、図面では拡幅の計画のように書かれています。ここの道が広がるとここで言っている道路交通の推計量とはまた違うと思います。推計はこのオレンジの下の方が広がらない前提ですよ。その辺をお聞きしたいと思います。一番心配しているのは、ここの新しい道が通ることによって東中学校の東側の道は交通量が減りますという説明ではありますが、ほかとの整備の関係で、実はそこにも車が流れ込むのではないかという心配があります。

○土屋企画経営室参事 交通量の推計値ですが、東中学校の東側の部分は現況で約2,600台が1,800台に減少する推計になっています。これについては、都市計画道路東3・4・20号線が整備されますので、現在ここを通過交通としている車両も減ってくるだろうと考えています。また、新たなアクセス道路がこの3・4・20号線から直接上に、地区内に上げてくるという道路計画になっていますので、これによってこの部分の交通量も減少してくるだろうという考え方です。道路計画線については、将来計画として拡幅整備の計画線も土地利用の計画図に入れていますが、今回の推計はあくまでも現況の交通量と開発による

影響及び周辺の計画道路ができてくる影響を踏まえての交通量の推計となっていますので、東中学校の横の部分が拡幅整備される、されないにかかわらず、推計値としてはこのような推計値になるだろうという考え方を持っています。

○松本委員 社会体育施設、屋外運動場施設ということですから、当然これは東中学校が使用できるのですね。

○市澤生涯学習課長 はい。教育委員会としても可能な限り配慮していきたいと考えています。

○松本委員 新しい道路ができるので、その安全性なども確保してあげてください。

また、先ほどゲートボール場が閉鎖になるということもありましたが、社会体育の施設を設置してほしいという要望もあると思いますがいかがでしょうか。

○市澤生涯学習課長 市議会を通じて、幾度となく生涯スポーツの場づくりを要望されています。また、旧第四小学校閉校後は4団体が旧第四小学校の第二校庭を校庭開放という形で利用していますので、これらの団体にもこの施設整備によってグラウンドの確保が図られるようになると考えています。そのほか、市内の運動施設では土曜日・日曜日を中心に運動する場の確保が厳しくなっており、抽せんで外れてしまう方も多くいらっしゃいます。市民の間でも社会体育施設増設、とりわけ市民向けのサッカーグラウンドの要望は大きいものと考えています。

○土屋企画経営室参事 先ほど、交通量の推計と安全対策についてお話しさせていただいたのですが、地区内の街区割とも関連してくるので、全体の区画道路の安全対策についてご説明したいと思います。10ページに記載してあるとおり、区画道路については基本的に2.5m幅の歩道を整備することで考えています。また、信号機等の交通安全施設については、所管が交通管理者である警視庁が最終的な判断をしていくこととなりますが、これまでの事前協議の中で、主要な交差点については信号機を設置していく前提で協議をしています。この図面でいくと、現在市が設置していく必要があると考えている位置は、先ずアクセス道路から上がってきたところの十字路、その先の東中学校の北側の道路との交差点のところですが、この部分は交通量のさばきとしては必要性がないのですが、「歩行者の安全確保」と言う意味でここも考えています。

また、現在のバス通りである上の原通りなのですが、この図面でいくと、交通量が書いてある福祉交流地区の下の部分から上がってくる道路に、現在信号機が設置されています。これから上がって、生活サービス地区Bと集合住宅地区から緑色の道路が入ってきている部分も交通量のさばき上、信号機が必要だろうと考えています。さらに、上の原通りをずっと行きまして、地区の北側の新座市に抜けていく中央公園の、図面では右側のピンク色の道路が北のほうに抜けていく形になっていますが、この部分にも信号機が必要だろうと考えています。

また、歩行者動線を考え、集合住宅地区から生活サービス地区の所に濃い緑色の歩行者用の通路があります。上の原通りを渡る所については歩行者用の信号を設置してほしいという話もしていますし、その先のピンク色の道路を渡る所についても歩行者の安全確保上は信号機が必要だろうということで、これまで事前協議は進めてきていますが、所管する警視庁が最終的に信号機の設置位置を決定してくこととなります。

なお、先ほど来お話になっていた東中学校と体育館の間の部分についてですが、以前から教育委員会からのお話を受け、都市建設部において所轄の警察署に要望している状況です。この交通安全施設については、今後、道路の具体的な設計作業等も予定されていますので、この中で交通管理者との協議が進められていくこととなりますが、教育委員会とも連携を図りながら進めていきたいと思っています。

○名取委員 素案の1ページを見ますと、地区西側の区域ということでURの賃貸住宅が1,016戸とかなり多く建っており、保育施設の整備も完了していると記載されています。こ

れは既に入居しているということでしょうか。

- 土屋企画経営室参事 既に入居は終わっています。ただし、全室に入っているかどうかは、管理者ではないので申し上げられませんが。
- 名取委員 戸数も多く保育施設も整備されているとなると、これからかなりの数の子どもが小学校や中学校に入る可能性があるということですか。
- 土屋企画経営室参事 実態を申し上げますと、URの賃貸住宅自体が旧団地からの移転ですので、そこに住まわれている方がかなりの割合を占めていますので、割合からすると高齢化率が高い状況になっています。
- 名取委員 分かりました。今後の計画のスケジュールについてもお尋ねします。
- 土屋企画経営室参事 5月上旬開催の庁議で、今回素案としてお示ししています「素案」の計画から「案」の計画とさせていただきます。その後、議会へ説明していきます。また、5月15日号の広報等に本計画案を掲載していきたいと思っています。また、東中学校の保護者への説明会や市民説明会等々も行っていく予定です。最終的には教育委員会において一定の了解をいただいた上で、議会の議論も踏まえ、6月議会明けには、市としてこの整備計画を決定し、その後の都市計画変更につなげていきたいと考えています。
- 名取委員 東中学校が一番関係する所になりますが、東中学校の校長先生への説明についてはどうなっていますか。
- 師岡教育部長 東中学校の校長先生はこの4月に市外から異動してきた方で、これまでの経過をご存じありませんでした。4月20日に、昨年7月に公表されています、これまでの土地利用構想の経過説明をしています。また、今回の素案については連休明けに、本日説明いただいている計画について説明する予定です。
- 矢部委員 東中学校の保護者の説明会等も計画されているということで、ありがたいことだと思っています。最初に広報などで発表された当初の構想と、文教地区を通る道路の位置が少し変わってきているということが注目されるのではないかと思います。市の生涯学習の施設として、文教地区の中でも西側のほうは屋外運動施設、新しい道路の東側は東中学校というありがたい配置ではあるのですが、もともとこの広い道路が通らなければ、市の屋外運動施設と東中学校は非常に利便性が良いと思います。ところが、ここに広い道路が通ると移動するときに安全の面で心配であるということになります。ここは市民全員が使う場所ではありますが、生徒が使う時に特に心配される保護者もおられるかしれませんので、この新しいアクセス道路に対する、先ほど説明いただいた安全対策のところをしっかりとご案内いただければと思っています。
また、新しい街区ごとの土地利用の方針について伺います。先ほど集合住宅地区について名取委員がご質問され、高齢者の方が多いという話でした。住宅地区A、住宅地区Bのところで、Aには低層住宅を、Bにはできれば施設を入れたいというお話でしたが、ここに中層、高層住宅などが来ることはないのでしょうか。住宅地区AとBに多くのお子さんが入居されるような計画になることはあまり想定されていないのでしょうか。
- 土屋企画経営室参事 現段階では避難者用の住宅として使われていますので、当面はその土地利用を継続するということです。将来構想としてとなりますと、ここに記載しているような、教育関連、スポーツ関連の施設を市としては誘導していきたいと考えていますし、これらについても土地所有者にはそういう形で市の構想としてお示ししています。
- 尾関委員 交通量については、アクセス道路と同じタイミングで、全部開通すると考えておられると思います。アクセス道路が後になったり先にできたりすると、交通安全上、特に東中学校を中心に思わぬ交通の動きになる可能性もあるので、アクセス道路の後になるのはありがたいことなので、ご配慮いただきたいという意見です。
- 直原教育長 今の点についていかがですか。

- 土屋企画経営室参事** ただ今のご意見については、ここの整備スケジュールにも記載しています。市としてはこのような形で、地区全体の施設が全部立地してくるとこれぐらいの推計交通量になるということも想定していますので、それらを含めてこの事業計画のとおりによくように鋭意努力したいと思っています。
- 松本委員** この素案の中には体育館が入っていませんね。住所が新座になるからだと思いますが、東中学校の施設なので、計画が公になる場合には示しておいたほうが良いのではないかと思いますのでご検討願います。
アクセス道路について伺います。この道路は曲がっていますね。真っすぐではない理由はあるのですか。
- 土屋企画経営室参事** 現道の地区の南側の道路はこの道路との交差点のつくり方について、一定の交通上の制限があります。要するに、なるべく直角に、交差点には相互の道路が入ってくるようにという基本的な考え方がありまして、その関係からこのような形になり、なるべく直角に既存の道路と交差点ができるような線形になっているということです。
- 松本委員** この中もそうなのですか。
- 土屋企画経営室参事** そうです。中の道路についても、交通の円滑化を図りたいということです。急カーブしたりせず、また、交差点自体が基準として90度で交差するのが一番良いのですが、指標値として75度よりなるべく下回らないようにしてほしいという考え方も示されています。そうするとこのような形で、道路を少し手前から振り込みながら、その角度で交差点が形成できるような形ということで、全体の道路の線形はこのように計画されています。
- 直原教育長** ほかによろしいでしょうか。今日は計画についてさまざまなご意見をいただきました。若干、今日の時点で整理させていただきますと、1点目に、従前の東中学校の用地よりも、従前というのは旧第四小学校が閉校になる前という意味ですが、その時点に比べると、約5,000m²広がるということです。2点目に、区画道路が整備されることにより、学校東側の体育館との間の道路の交通量が減ること。3点目に、区画道路の安全対策は地区内の道路が全て歩車道の分離がなされること、また信号機等の交通安全施設について教育委員会と連携を図りながら協議が今後進められていくこと。4点目に、社会体育施設については東中学校も使えること。そして、その社会体育施設の設置については市議会や市民からの要望などが出されており、現在も不足している状況であること、などが今日挙げられました。こういったことから総合的に判断しますと、東中学校の教育条件が基本的に改善されるとともに、市民ニーズが高い社会体育施設が整備できることから、教育委員会として了としたいと思いがいかげでしょうか。
- 名取委員** 基本的には異議はありません。今後のスケジュールの中で保護者や市民への説明会が開催されるということですので、私としては、これらの説明会でどのようなご意見・ご要望が出されたかについて後日伺ってから、最終的に決定したいと思いますがいかがでしょうか。
- 尾関委員** 東中学校の体育館については新しく造るとか造らないとか二転三転している経緯があるので、今回は説明が重要になってくると思います。将来的に分からないこともあるとは思いますが、できるだけ、どういう理由でこういう形になっているのか、市民や保護者の方などにはできる限り将来的な方向なども含めて、丁寧な説明が必要だと思います。私もその説明会で報告された様子を伺いたしたいと思います。
- 直原教育長** ほかによろしいでしょうか。それでは、今お話がありましたように、日程的にはまだ確定していないようですが、5月下旬に東中学校の保護者説明会、その後、市民説明会も予定されていますので、そのご意見等を教育委員会の場で報告させていただき、それを踏まえて、教育委員会として意思決定をすることにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○直原教育長 ではそのようにします。以上で、この件については終了します。土屋参事におかれましてはご多忙のところ説明においでいただき、ありがとうございました。

(土屋企画経営室参事 退室)

※第9回臨時会は人事案件の審議を行った後に閉会しました。

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

教育長 直原 裕 (自書)

署名委員 名取 はにわ (自書)